

【横浜市】
端末整備・更新計画

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ① 児童生徒数（人） | 233,570 | 229,325 | 223,428 | 216,964 | 210,369 |
| ② 予備機を含む整備上限台数 | 268,605 | 263,723 | 176,776 | 0 | 0 |
| ③ 整備台数（台） （予備機除く） | 0 | 71,636 | 153,719 | 0 | 0 |
| ④ ③のうち 基金事業によるもの | 0 | 71,636 | 153,719 | 0 | 0 |
| ⑤ 累積更新率 | — | 31.2% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| ⑥ 予備機整備台数（台） | 0 | 10,745 | 23,058 | 0 | 0 |
| ⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの | 0 | 10,745 | 23,058 | 0 | 0 |
| ⑧ 予備機整備率 | — | 13.0% | 12.9% | — | — |

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

【端末の整備・更新の考え方】

本市では、国の「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、これまで以上に多様性を尊重しつつ、ICTを活用しながら、学校ならではの協働的な学び合いや、実社会に関わる課題を地域の方々との関わりの中で解決する探究的な学びを大切に、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現を目指し、令和2～3年にかけて児童生徒及び教職員に端末の整備を行った。

整備した端末については、整備後5年経過以降に更新を行うことになっているが、本市の学校数は小学校が336校、中学校が144校、義務教育学校が3校、特別支援学校（高等特別支援学校除く）が11校あり、指導者用端末や予備機を含めた整備台数が約28万台と大規模な更新となる。児童生徒間で利用する端末に差が生じる事態とならないよう配慮した更新が求められるため、全国的に整備が集中する時期を避けるとともに、校種別に調達を分割することで更新時期を平準化し、複数年度で端末更新を行う。時期をずらすことによって端末更新までの間の利活用に支障が出ないよう、現行端末の故障やバッテリーの消耗等にもしっかりと対応できるよう保守体制を確実に整えて実施する。

具体的には、中学校（義務教育学校の後期課程を含む）については、令和7年度から契約手続を開始し、令和8年度に全校分の端末の更新・配備を予定している。また、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校については、令和8年度から契約手続を開始し、令和9年度に全校分の端末の更新・配備を予定している。

なお、第1期と異なり、すでに使用している端末がある状態での入替えになるため、学校現場や児童生徒の授業に影響が出ないよう、入替え方法や更新のタイミングについては学校現場との協議のうえ、着実に実施する。

【更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について】

○対象台数：280,816台

○処分方法

更新対象端末のうち、継続使用可能な端末については、管理職、養護教諭、栄養教諭、非常勤の教職員、教員業務支援員等の業務用端末としての活用を計画しており、その後、使用できなくなるまで学校にて保管し、その台数がある程度まとまった時点で、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者による再資源化を委託することを計画している。また、有償売却が可能な端末については適正な売却を進めるとともに、再使用できない端末については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）又は資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、確実に国内で再資源化するよう適切な手続を行う。

○端末データの消去方法

・処分業者に委託する

○スケジュール（予定）

・中学校（義務教育学校の後期課程を含む）

令和7年9月 リユース台数の確定

令和8年度 処分事業者選定

令和8年度末 使用済み端末の事業者への引き渡し

・小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校

令和8年9月 リユース台数の確定

令和9年度 処分事業者選定

令和9年度末 使用済み端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

なし